

### 1 対象区域（水源地域）

主に「森林及びその周辺の区域」

- ・ 県土の大部分を占める森林の区域は、公共用水の供給源であり、保全することが重要
- ・ 水源地域の保全のためには森林周辺の区域の保全も重要であること、対象区域を明確にする必要があることから、大字単位で指定
- ・ 国有林は国が適正に管理（対象区域から除く）

#### <参考> 県土に占める森林の割合

区分	面積	割合
県土	1,378千ha	100%
森林	973千ha	71%
民有林	565千ha	41%
国有林	408千ha	30%

## 2 制度

### 届出制度

- ・土地所有者、利用目的等の早期情報把握が重要
- ・憲法で財産権が保障されていることを踏まえ、過度な権利制限を避けるため、禁止や許可ではなく、事前届出制度を採用

### 立入調査等制度

- ・現地の状況、周囲への影響把握が重要
- ・届出のあった土地に限らず、知事が指定する水源地域内すべてを対象に、必要に応じ調査

### <参考> 他道府県における水源地域保全条例制定状況

全国20の道府県において水源地域保全条例（道府県によって名称は異なる）を制定しており、水源地域における土地売買等の事前届出制度を設けている。

また、事前届出制度に加え、立入調査や勧告、過料、公表等について規定している道府県が多い。

道府県名	該当数
北海道、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、徳島県、宮崎県	20